

## 平成 30 年度 第 1 回 佐賀県建設業審議会 会議概要及び委員発言要旨

### 議事

#### 1. 諮問事項

##### 平成 31・32 年度 佐賀県建設工事入札参加資格の決定（案）

###### 【質 疑】

委員 県の入札参加資格で今回審査された解体業には、建設業法における経過措置は適用されていないという理解でよいか。

〔事務局〕 建設業法における解体業の経過措置は、平成 31 年 5 月で終了するため、入札参加資格の審査においては、経過措置は適用していない。

委員 以前の入札参加資格の決定において、申請者に決定通知が送付された後に、一部業者の等級が変わったことがあると聞いたことがある。

〔事務局〕 御指摘のとおり、前々回の資格決定時に一部の申請者の等級に誤りがあり、関係者にご迷惑をおかけしたことがある。当時、関係者に職員が説明、お詫びした上で、決定通知書を再送付したことがある。

委員 誤りが発生した原因はなんだったのか。事務的なミスか。

〔事務局〕 入札参加資格決定の事務処理において、格付システムを利用しているが、ある特殊なケースでは職員が手入力でシステム内の情報を修正する必要があった。

前々回の審査においては、この手入力を失念したために誤りが発生したものの。

その後、システムを改修し、手入力を不要としたことにより、前回決定時には誤りは発生していない。

委員 後日公表予定の「建設工事施行能力等級表（案）」において、「許可満了年月日」と「経審有効期限」が記載されている理由は何か。

〔事務局〕 まず、「許可満了年月日」についてご説明したい。

建設業を営む者は、500 万円以上の建設工事を請け負おうとする際には、建設業法における許可を取得しなければならない、とされている。

建設業許可は、許可を取得した日から 5 年間が有効期限とされているため、その満了年月日を明記しているもの。

次に、「経審有効期限」についてご説明する。

建設業許可を得た者のうち、いわゆる「公共工事」を請け負おうとする者は、「経審（経営事項審査）」を受審しなければならない旨、建設業法で定められている。

経営事項審査の有効期限は、受審者の決算日から 1 年 7 月とされている

ため、その有効期限を明記しているもの。

委員      よく分かりました。